

都道府県をまたぐ移動の自粛に向けた呼びかけについて

令和 3 年 8 月 1 7 日

国 土 交 通 省

新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下、「法」という。）に基づく基本的対処方針では、外出・移動の自粛について、以下のとおり規定されている。

（１）緊急事態措置を実施すべき都道府県について

- ・ 特定都道府県は、法第 45 条第 1 項にも続き、日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛について協力の要請を行うものとする。特に、B.1.617.2 系統の変異株（デルタ株）に置き換わりが進み、急速に感染が拡大していることを踏まえ、混雑した場所等への外出の半減を住民に強力に呼びかける。また、20 時以降の不要不急の外出自粛（中略）について、住民に徹底する。また、他の地域への感染拡大を防止する観点から、不要不急の帰省や旅行など都道府県間の移動は、極力控えるように促す。

（２）緊急事態措置区域から除外された都道府県について（除外後、重点措置区域とされた都道府県を含む。）

- ・ 対策の緩和については段階的に行い、必要な対策はステージⅡ相当以下に下がるまで続ける。
- ・ 当面、法第 24 条第 9 項に基づき、日中も含めた不要不急の外出の自粛について協力の要請を行うこと。その後、地域の感染状況等を踏まえながら、段階的に緩和すること。また、B.1.617.2 系統の変異株（デルタ株）に置き換わりが進んでいることを踏まえ、都道府県間の不要不急の移動は、極力控えるように促すこと。

（３）まん延防止等重点措置を実施すべき区域である都道府県について

- ・ B.1.617.2 系統の変異株（デルタ株）に置き換わりが進み、急速に感染が拡大していることを踏まえ、感染拡大を防止する観点から、混雑した場所等への外出の半減を住民に強力に呼びかけること。
- ・ 法第 24 条第 9 項に基づき、日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛

（中略）について、住民に対して協力の要請を行うこと。また、不要不急の都道府県間の移動、特に緊急事態措置区域との往来は、極力控えるように促すこと。

（４）（１）～（３）以外の都道府県について

- ・ 帰省や旅行など、都道府県をまたぐ移動は、「三つの密」の回避を含め基本的な感染防止策を徹底するとともに、特に大人数の会食を控える等注意を促すこと。また、今後 B.1.617.2 系統の変異株（デルタ株）に置き換わりが進んでいることを踏まえ、感染が拡大している地域への不要不急の移動は、極力控えるように促すこと。
- ・ 感染が拡大している地域において、こうした対応が難しいと判断される場合は、帰省や旅行について慎重な検討を促すこと。特に発熱等の症状がある場合は、帰省や旅行を控えるよう促すこと。

当該規定を踏まえ、国土交通省対策本部において、大臣から移動自粛の呼びかけを実施するよう指示がなされたところ、次のとおり対応するものとする。

呼びかけを行う対象施設

- ・ 空港ターミナル
- ・ 鉄道駅（新幹線及び在来線の主要駅）
- ・ バスターミナル（高速バス、空港アクセスバス）
- ・ フェリー・旅客船ターミナル
- ・ SA・PA、道の駅

呼びかけ内容

（１）緊急事態措置を実施すべき都道府県

（東京都、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、静岡県、京都府、大阪府、兵庫県、福岡県、沖縄県）

国土交通省から、新型コロナウイルス感染症対策に関するお願いです。現在、緊急事態宣言が発出されております。新型コロナウイルス感染症のまん延防止の観点から、混雑した場所等への外出、不要不急の都道府県間の移動は、極力控えていただきますよう、お願いいたします。特に、発熱などの症状がある方については、御注意いただきますよう、お願いいたします。

(2) 緊急事態措置区域から除外された都道府県

(現在対象都道府県無し)

国土交通省から、新型コロナウイルス感染症対策に関するお願いです。新型コロナウイルス感染症のまん延防止の観点から、不要不急の都道府県間の移動は、極力控えていただきますよう、お願いいたします。特に、発熱などの症状がある方については、御注意いただきますよう、お願いいたします。

(3) まん延防止等重点措置を実施すべき区域である都道府県

(北海道、宮城県、福島県、山梨県、富山県、石川県、愛知県、岐阜県、三重県、滋賀県、岡山県、広島県、香川県、愛媛県、熊本県、鹿児島県)

国土交通省から、新型コロナウイルス感染症対策に関するお願いです。現在、まん延防止等重点措置が実施されております。新型コロナウイルス感染症のまん延防止の観点から、混雑した場所等への外出、不要不急の都道府県間の移動、特に緊急事態措置区域との往来は、極力控えていただきますよう、お願いいたします。特に、発熱などの症状がある方については、御注意いただきますよう、お願いいたします。

(4) それ以外の都道府県

国土交通省から、新型コロナウイルス感染症対策に関するお願いです。不要不急の外出・移動については、新型コロナウイルス感染症のまん延防止の観点から、感染が拡大している地域への不要不急の移動は、極力控えていただきますよう、お願いいたします。特に、発熱などの症状がある方については、御注意いただきますよう、お願いいたします。